

# 平成24年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成24年3月15日（木曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	尾崎利一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	関田正民君	委員	東口正美君
委員	中間建二君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（6名）

議長	尾崎信夫君	1番	西川洋一君
2番	森田真一君	8番	二宮由子君
14番	関田貢君	20番	佐竹康彦君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	新井利恵君

## 出席説明員（6名）

教育長	小島昇公君	市民部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	学校教育部参事	今城徹君
保険年金課長	町田悦郎君	障害福祉課長	小川則之君

## 会議に付した案件

- (1) 24第1号請願 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願
- (2) 24第3号陳情 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情
- (3) 所管事務調査  
東大和市立小中学校における基礎学力の向上及び定着に関すること

午前 9時30分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成24年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 初めに、24第1号請願 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（長島孝夫君） 朗読させていただきます。

24第1号請願 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

○委員長（中村庄一郎君） それでは、次に紹介議員の説明を求めます。

○1番（西川洋一君） それでは、説明をさせていただきます。

政府が社会保障と税の一体改革の中で年金に関して、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案というのを示しました。この中で、老齢基礎年金等の年金額の特例水準について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消することを示しました。この請願は、この特例水準2.5%を削減しないようにと政府に意見書を東大和市議会として提出するように求めている請願です。

特例水準2.5%削減とは、平成12年から14年まで物価が下がったにもかかわらず、物価水準に対応して決めている年金額を特例をつかって年金を下げずに来たので、もう10年もたつわけですけども、10年過ぎた今もとに戻す、その差分である2.5%分、これは政府が言っている数字ですね——これを、今後3年間にわたって年金額を引き下げていこうという内容のものです。

なぜ、この特例措置ができて年金を下げずに据え置いたかということがまずあります。この当時、2002年における年金の額等の決定の特例に関する法律において、高齢者の生活実態に配慮し、時の経済情勢、政治の情勢も反映した政府の判断があり据え置いたものとなりました。平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律では、趣旨の部分で次のように述べておりました。公的年金や児童扶養手当等の額は実質価値の維持という観点から、総務省において作成する全国消費者物価指数の変動に応じて、翌年4月から改定される仕組みをとっている。これは、完全自動物価スライド制というふうに言うようですが、平成14年度の年金額等については、平成13年平均の物価指数が基準となる平成10年平均の物価指数1.7%下回ったため、特段の措置を講じなければ法律の規定に従って、自動的に1.7%の減額改定を行うこととなる。しかしながら、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成14年度の特例として年金額の改定措置を講じないものとする、このように述べているわけです。まさに、これは時の政府が高齢者の生活実態及び社会経済情勢を考慮した適切な措置であったというふうに言えると思います。

そして、その後政府自身、これは請願理由の2のところのところにだんだんかかってきていますけど、平成16年、2004年の法改正で、この年金を下げずに来た分の解消するための措置というものが行われました。そういう方針が決められました。その内容としては、審議会の説明には次のように書いてあります。賃金、物価が上昇する局面において、法律上本来想定されている年金額は一定の調整を行いつつ引き上げる一方、特例水準の年金額、実際に支給される年金額のことですけど——は据え置くことにした。これによって、賃金、物価の上昇に伴い、本来水準が——引き下げがなければという意味だと思うんですけど、特例水準、これは実際に支払われている年金額ですね、の年金額を上回ることになれば、それ以降本来水準の年金額を実際に支払うという方法により、特例水準を解消することとした。言い回しはいろいろあるんですけど、物価が上昇してくる中

で、この特例で下げた分は解消していきますという、それを言っている文章ということなんですけど、ところがそのとおりいってなかったということですね。物価上昇が一時期はあったんですけども、引き続き下がっている事態、そういう局面があるもとの完全でそれが実行されなかったという内容になっています。言うなら、2のところに書いてあるような物価上昇する中での解消、これが方針だったわけです。そういうことに、今回の特例水準2.5%削減という方向は違うんじゃないかというふうに言えると思います。

それから、高齢者の実態から見て、この削減というのは大変ひどいものじゃないかというふうにも思うわけです。年金受給者の状況を見ますと、老齢基礎年金の受給者2,200万人のうち、年金額が月額で5万円以下が40%という水準ですし、それからまた国民年金の納付率も59.3%ということで、逆に言えば40%が払えない、そういう厳しい状況にあるんじゃないかと。これも、先ほど示した社会保障審議会の資料の中にあるんですけども、払えないというのと、それから年金が信用できないというものもあるそうです。

それから、そのほかにも平成16年の法改正がされた後、高齢者にかかる税負担も大変なものがありました。定率減税の廃止のあったときですね。このときに、老年者控除の廃止、あるいは公的年金控除の廃止、老年者125万円非課税の段階的廃止などがあって、結局これは高齢者の税負担増というふうになってまいりました。そのほか、介護保険料が改定ごとに上がってくるという状況で、大変厳しい実態にあるという中で、収入の中心である年金の削減は大変なことになるんじゃないかというふうに思うのです。

それから、4の項になりますけれども、年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することになりますというのがありますけれども、これはあらかじめ長側にも調べていただきました。これによりますと、22年度の受給の状況ですけれども、この年度は21年度と比べて物価が下がったことによる年金の減額ということで、0.4%の減額があった年でした。この0.4%の減額というのが、東大和市内ではどういう数字になるかということなんですけれども、これは年金受給者が3万9,926人ということで、年金受給総額が279万8,000円と、その0.4%の減額ということで1億1,200万円ということのようです。ですから、この年度は購買力がこれだけ減ったということになるんじゃないかというふうに思うんです。年金者の多くは、やはり市内、身近な商店からの買い物、生活必需品等の買い物に充てられるということを考えれば、それだけ市内の買い物、つまり経済縮小になるなど、これが2.5%になるとその約6倍ぐらいになるんじゃないかということで、地域経済に与える影響も少なくないだろうと。購買力が減る、つまりデフレ脱却も一層困難になるんじゃないかというふうに思うわけです。ということで、この請願につきましては十分議論していただきまして、ぜひ採択をしていただくようお願いいたします。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

市側から資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○保険年金課長（町田悦郎君） それでは、お手元の資料によりまして、この表の上段が特例水準、下が本来水準という表でございまして、2.5%の推移について説明をされているものでございます。これによりまして、御説明を申し上げます。

まず、この表の上段でございまして、四角で囲まれた部分がございまして、こちらが特例水準、また本来水準による年金額の改定の仕組み、全体となります仕組みでございまして。その下の折れ線の図式の部分が平成11年度から24年度までの年金額の水準を示しております。上段の太い実線が特例水準、下段の点線が本来水準ということでございまして。図式に示されておりますように、平成11年度は同じ水準でございまして。

なお、図式の折れ線の下、中央、16年度の表示の下でございますけれども、平成16年度に法律の改正があったという形でございます。

それでは、順に上から年金額改定の仕組み、上段の四角の中から御説明を申し上げます。

そのまま読み上げさせていただきますが、1行目でございますが、現在、支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている。（特例水準）でございます。

次でございます。特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルールでございます。

次でございますが、一方、法律上本来想定している年金額（本来水準）は、物価や賃金の上昇や下落に応じて、注積がございますが、増額や減額されるというルールでございます。この注積でございますが、例えば賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定されるという仕組みでございます。

参考といたしましては、現在、特例水準（2.5%）を平成24年度から平成26年度までの3年間で計画的に解消することを検討中と、（平成24年度の通常国会に法案を提出予定。法案が成立すれば、平成24年度は10月分から年金額を更に0.9%引き下げ）となっております。

ここで、表現的には提出予定との表現となっておりますが、この資料の作成時点が若干2月上旬でございますので、表現はそうしてございますが、御了解をいただきたいと存じます。

それでは、改めまして、この年金額の改定の仕組みを前提といたしまして、下の折れ線の図式の内容を御説明申し上げます。

年金額の改定につきましては、平成2年4月から完全自動物価スライド制が適用されているところでございます。折れ線の図式、左からでございますが、下に年度が振ってございますけれども、平成11年度は同じ水準でスタートしてございます。平成12年度につきましては、年金額の改定の基準となります平成11年度の消費者物価指数が0.3%低下いたしましたところでございますけれども、経済情勢等を配慮いたしまして、物価スライドを行わない特例措置が実施をされたということで、上段の太い実線のところは平成11年度と同じ高さにあるというところでございます。

続きまして、13年度でございますけれども、年金額の改定の基準となります12年度の消費者物価指数が0.7%低下したところでございますが、本来であれば12年度分と合わせまして、1.0%引き下げられるべきところを、経済情勢を考慮いたしまして、物価スライドを行わない特例措置が実施をされたところでございます。このことから、平成13年度は平成11年度と同じ水準にあるというところでございます。

続きまして、平成14年度でございますけれども、13年度の消費者物価指数が0.7%低下いたしまして、12、13年度と合わせますと、1.7%引き下げられるべきところを、経済情勢等を配慮いたしまして、物価スライドを行わない特例措置が実施されたところでございます。これによりまして、平成14年度は11年度と同じ水準にございます。一方、物価スライドを実施いたしました水準は、そこから1.7%低い位置にございます。

平成15年度でございますけれども、年金額の改定となります14年度の消費者物価指数が0.9%低下いたしまして、12年度以降据え置かれた分と合わせますと、2.6%引き下げられるべきところではございましたが、経済情勢等を配慮いたしまして、14年度の物価下落分0.9%の引き下げが実施をされたところでございます。上段の太い実線は、11年度と比べまして0.9%低い位置にございます。一方、物価スライドを実施した水準は、さらに1.7%低い位置にあるところでございます。

続きまして、16年度でございますけれども、同様に15年度が0.3%の消費者物価指数の下落がございましたところでございます。12年度以降、据え置かれました分と合わせますと、2.0%引き下げをするというべきところを、経済情勢等を配慮いたしまして、15年度の物価下落分0.3%の引き下げが実施をされたところでございます。上段の16年度は11年度に比べまして、1.2%低い状態でございます。この後、この表にございますように、平成16年度に法律の改正が行われたところでございます。保険料の上限の法定化でございますとか、年金額の改定方式の変更、また給付水準を自動調節するマクロ経済スライド等が導入された内容でございます。

なお、平成11年度以降の物価下落スライド分をもとにいたしまして、10月から年金額が78万900円とされたところでございます。しかし、当該年度の上段の特例水準の年金額が1.7%高い79万4,500円ということになっていました。このことから、この特例の措置の金額を基準といたしまして、以降上段の物価特例措置と平成16年度改正以後の年金額を比較いたしまして、高いほうの金額を採用するということになりました。以降、この上段の四角の年金改定の仕組みによりまして、年金の改定が行われてきたところでございますけれども、平成24年度までの推移の中で、その差分が2.5%となっているというところでございます。

なお、この平成16年度の法改正の仕組みは、この差分が調整をされたときスタートをするということとなるところでございます。このため国におきましては、現在の受給者の方の年金額を本来の水準に引き下げていただくことによって、年金財政の負担を軽減して現役世代、将来の受給者の方の年金額の確保につなげるということとあわせて、その財源によりまして社会保障の充実を図るということを目的といたしまして、平成24年10月に0.9%、25年度に0.8%、26年度に0.8%、合計2.5%の特例分の解消を図るということを予定しているところでございます。

16年度、今私のほうで差分が1.2と申し上げたところでございますので、1.7ということで訂正をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） そもそも年金、特に国民年金の支給額、大変低くて、それ自体が大きな問題になっていると思うんですね。私も今53歳ですけども、自分が年金をもらえるときになったら幾らもらえるんだろうかという不安といいますか、非常に大きくあるわけですが、現在国民年金の支給額の平均水準、市内で結構ですけども、これはどれぐらいの水準になっているか伺いたいんですが。市の1人当たりの年金支給額の平均。

○保険年金課長（町田悦郎君） 細かい1人当たりの方の金額は今詳しくは持ってございませんが、国の統計でございますけれども、月額で5万円を若干超える程度であったかというふうに記憶してございます。

○委員（尾崎利一君） それと、これは物価にスライドして年金を減額していくということですが、この2.5%減額した場合に、実際の物価下落分より、さらに年金の支給が削減されるということになると思うんですが、この点は説明議員のほうですかね、紹介議員のほうですかね。おれも紹介議員だけど、ちょっと伺いたいと思いますが、その点。

○1番（西川洋一君） 今の件ですけど、私もどうなるのかなということで、このグラフを今示されましたね、市側から。そのグラフをもとに、物価の上下と、それから実際に支払われている年金の額、その下がりぐあい、それをちょっと比べてみたんですね。そうすると、2.5%というのとちょっと違って来るんですね。どういう計算したかといいますと、物価が例えば11年から12年までは0.3%下がった。次、0.7%下がったと、こう下がったのを足してくるわけですね。で、平成18年には上がるわけですね。ですから、物価、上の点々があ

るでしょう、今示された物価の変動、17年以降の物価の変動って黒い実線の上をいっちゃうわけです、物価の変動は。だから、18年から19年までは0.3%ふえるわけです、物価が上がるわけですね。だから、さっき減ったのを足してきたから、ふえたのを引いたと、こうやって差し引きしてくると——わかりますか、そうすると例えば平成11年で比べると、物価がこの最初の11年と比べて3.6%下がっているのに対して、年金はどれだけ下がっているかを見ると、実際にこの太い線、これだと11年と比べて1.9%、今みたいにずっと引いてくるとね。そうすると、物価が当初から比べて3.6%下がっているのに対して、年金は1.9%ですから、その差は1.7%ということで、2.5%にならないんですよ。何でならないかと、そこには16年の改正以前は物価スライドできていたのが、16年の改正で、それが18年に実施されたときに賃金などの要素が加味されたんですね、どうも。それにより、物価は上がったけど、それに同じように上がるんじゃないで、賃金の動向を見て物価どおり上げなかったというときがあったということだから——あれ、逆か。（「逆だよ」と呼ぶ者あり）とにかくちょっとよくあれですけど、考えなきゃいけないんだけど、だから下げなきゃならないのを下げなかったからということになるのかな、国の言い分ではね。賃金など加味して。ということで、とにかく2.5%にどうもならないんですよ。さっき言ったように、計算してもらえばいいんですけど、皆さんね。3.6%と1.9%で差が1.7%になっちゃうということなんですよ。だから、途中において、年金の支給の考え方が、適用の仕方がどっかで変わってきていると。それが、18年以降のこの本来水準、点々ですよ。本来水準のほうに関係してくるんじゃないかというふうには思うんですけど。

○委員（中間建二君） 尾崎利一委員のほうにお尋ねしたいんですけども、請願の紹介議員として名前を連ねることは御自由なんですが、ただこの委員会の中で請願の紹介議員同士で質疑を交わすのであれば、尾崎委員がこの請願の紹介議員になった意味が何にもないと思うんですよ。ですから、厚生文教委員会の委員ですから、市側に何らかの認識なり、説明を求めるということは当然あっていいかと思うんですけど、請願の紹介議員同士で質疑やっても、尾崎利一委員は請願の中身を理解してないということになるかと思しますので、もしそういう質疑をされるのであれば、本来的には紹介議員になるべきでないでしょうし、委員として審議するというのであれば、市側に何らかの説明なり、もしくは委員としてこの請願をどう取り扱うべきかということでの発言であれば理解できるんですけども、そのあたりの御認識はどういうふうに持っていらっしゃるのか。

○委員（尾崎利一君） それでは、今の物価の水準の関係について……。

○委員長（中村庄一郎君） 済みません、中間建二委員の今の質疑に対してお答えを、そういう意見に対して、回答いただきたい。それによって、私の委員長の立場としても、今の少し采配をさせていただきたいというふうに思いますので。

○委員（尾崎利一君） ですから、わかりました。そのとおりにしたいと思います。

それで、今の私の質疑について、市側から説明された資料ですので、これに基づいて実際の物価の下落以上に年金額が、下落率が大きくなるんじゃないかという点について、市の説明資料ですから、市に伺います。

それから、先ほどあったとおり、定率減税の廃止があって大変なことがあったわけですけども、その際に同時に高齢者に関しては、公的年金控除が140万円から120万円に縮小され、老年者控除50万円がなくなり、老年者の非課税措置も廃止をされという形で、高齢者に対して非常にとりわけ厳しい政治になっているというふうに認識しているんですね。このときの定率減税の影響は全体にかかったわけですけども、高齢者に別途かかったそれらの負担というのが、どれぐらいあったのか。出せる形で結構ですので、市側から伺いたいと思います。

今回についても、この2.5%の特例水準の廃止のほかにも、この4月以降は物価下落分ということで0.3%、また別途引き下げがされると。さらに、消費税の増税の問題も現実に出てきているということで、全般的に国民の暮らしが厳しさを増す中で、とりわけ高齢者に余計しわ寄せがいくという、しかも年金水準5万円前後というところにしわ寄せがいくというのは、なかなか理解しがたい政策だというふうには思っているわけですが、そこから辺でこの御説明と、それから過去の高齢者負担がどういう影響を与えたのかという点について、ちょっと伺いたいと思います。

○保険年金課長（町田悦郎君） 先ほどの資料に基づきます特例水準と本来水準の物価等の影響に伴う移動の関係でございますけれども、16年度におきまして、先ほど御説明申し上げた中にもございますが、従来は完全物価スライド制でございましたけれども、16年の法改正によりまして、年金額の改定方式の変更がございます。この資料の上の枠の中にもございますけれども、特例水準の年金額は物価が上昇いたしましても据え置くと。また、特例水準の下にございます本来水準につきましては、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合には物価でなく賃金で改定されるなど、改定の仕組みが変わってきていることが一つの要因という形でございます。

続きまして、影響額等ということでございますけれども、全体の影響額につきまして、詳細な数字につきましては、ちょっとお示しできるものは現在持ってございませんので、御了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 本来の物価水準から今回2.5%、特例水準の解消ということで2.5%引き下げられると、本来の物価水準よりも、さらにどれだけ下落するということになるんでしょうか、年金受給額。1.7%ぐらい下落するというのでいいんですか。

○保険年金課長（町田悦郎君） この表の中で見られる中では、平成24年度におきましては、特例水準も過去の分を精算いたしまして、0.3%下がっております。また、本来水準の動きも0.3%下がっておりますので、23年度、また24年度につきましては、それぞれ差が2.5%の差が出ているというふうに理解してございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 私は質疑ではなく意見として申し上げますけれども、この請願については、2.5%特例水準の引き下げを行わないことということでありますので、私はこの請願の趣旨は当然のことだと思います。政府がやるべきことは、デフレの解消に取り組み、そのことによって年金の下落を防ぐ、そういう政策を打つべきであって、また過去のこの数値を見ても、日本の景気、経済はデフレ下にありながら、物価の上昇もいつとき見られた中で、またデフレ傾向に陥っているという中では、本来的にはデフレの解消を政府が取り組むべきであって、そのことによってこの特例水準の下落分を解消すべきであると、このように考えますので、2.5%削減は行わないことという、この請願の趣旨はそのとおりであると、こういう認識を持っております。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ほかにございませんか。

○委員（尾崎利一君） さっきの2.5%、物価も2.5%下がっているという答弁ですか、先ほどの市側の答弁、ちょっとよくわからない。

○保険年金課長（町田悦郎君） 物価は23から24年の年金の移動に関しましては、0.3%の減を反映したものであるということで、特例水準も本来水準も同じような反映によりまして、2.5%の差が同じ幅で移動しているということでございます。

○委員（尾崎利一君） 市のこの資料でいって、18年度で物価は0.3%上がっているけれども、本来水準は据え

置かれていますよね。それから、20年度に物価は1.4%上がっているけれども、本来水準は0.9%の上昇にとどまっているわけですから、合計0.8%本来の物価水準よりも、この本来水準というのは下がっているということになるんじゃないですか。だから、完全な物価スライド以上に0.8%引き下げられるということに、この表からいってなるのではないかと、思って質問しているんですが。

○保険年金課長（町田悦郎君） 18年度をごらんいただきますと、最上段の物価の変動につきましては、0.3%でございます。物価スライドにつきましては、上がった場合には据え置くというルールの中で横に同じ形で移動してございます。本来水準でございますけれども、16年度の法改正によります年金額の改定の仕組みが異なっておりますことから、物価の上段の変動とは異なる形で移動が生じております。21年度におきましては、その差が本来水準と特例水準におきましては、0.3%の水準の差が出ているという結果となっているところでございます。

○委員長（中村庄一郎君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時30分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

24第1号請願 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中村庄一郎君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本請願につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時33分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（中村庄一郎君） 次に、24第3号陳情 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

24第3号陳情 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を行います。

○委員（東口正美君） こころの健康を守り推進する基本法の法律制定に向けて、国の動きを市としては何かつかんでおりますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在国の動向でございますが、今のこの意見書の中にごございます、この基本法（仮称）の制定をというようなことで、現在国のほうでは昨年の12月に超党派の議員による動きが発足しまして、こころの健康推進議員連盟というのが発足をしております。国のほうでは、議員立法で通常国会のほうに、このこころの健康基本法案の制定を目指すというような動きになっているということでございます。

また、このほか国のほうではこの精神障害の方たちに対する基本的な方向ということを示して、現在既に国のほうでは昨年の7月に精神障害者の社会的入院等の解消や、それから精神障害者の措置入院とか、医療保護入院などに関します保護者の制度といったもの見直しなどを含めた検討が進められておまして、昨年7月に社会保障審議会の医療部会のほうで、いわゆる都道府県が策定するとされております医療計画の中に、現状の4つの疾病と5つの事業に加えて、新たに精神疾患を医療計画の中に入れるというようなことでの、今精神障害者の方への動きというのは、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この法律が制定されることの効果を市としては、どのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） このこころの健康を守り推進する基本法（仮称）がもし制定された場合には、これは理念的な法律でございますけれども、市のほうでもこちらの法律を受けまして、今後この中では市のほうでは努力義務とされてまいりますが、市としての地域のこころの推進計画や、そういった協議会等を置きなさいといったものが言われております。

また、市町村が主体となってこころの健康の推進チームといったものをつくって、多職種によるアウトリーチ、要するに外に出向く、訪問等の活動とか、地域との連携、それから医療機関との連携等の、そういったものを充実しなさいといったものが努力義務となってくるようなことで、今回この法の法制化を求められておりますことから、市といたしましては、そういったところがこれから、もし法律が制定されれば、そういったところが求められてくるのかなというふうに考えております。ただ、その場合には非常に現状でも人材確保という部分が市としては、非常に今も課題となっております。例えば精神保健に従事する保健師、あるいは精神保健福祉士といった専門職の確保というのが、非常に厳しくなるのではないかというような懸念は持っており

ます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） この陳情の理由のところ、精神疾患がこれは全国の数字になるんだろーと思いきれども323万人で、厚生労働省としても4大疾病、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病に精神疾患を加えて5大疾病にするという方針を決めたということですが、そういう点でこの精神疾患の方に対する医療も含めた全般的な対策が求められるということだと思んですが、当市における状況について伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 当市における状況ですけれども、こちらの陳情の中にある精神疾患の方、全国で323万人というところは、精神科病院に通院ないしは入院されている方の人数をもとに算定しているということで、市において把握できますのは、精神保健福祉手帳の所持者の方でございます、そちらは平成22年度で444名ということになっております。

それから、もう1点、自立支援医療の精神通院の助成を受けている方と、そういう方が同じく22年度で1,060人ということになっております。ただ、このような形で把握できない部分もございますので、国の323万人というところを市の人口比で当てはめると、在宅の方が1,000人当たりで23人ということですので、大体1,900人、それから入院の方が250人余りいらっしゃるというふうに推測されます。

それから、現在の施策等についてですけれども、平成18年に障害者自立支援法が施行されて、それを契機に身体、知的、精神の3障害が等しくサービスを利用できるということになりました。それに伴って、ホームヘルプサービスですとか、日中活動の場の利用は精神の方の利用がふえております。しかし、同じく障害福祉サービスの中にあります短期入所ですとか、生活介護という、やや重たい方の日中活動の場については、まだまだ地域で施設が少ないというようなこともございまして、サービスはあっても利用できないような状況もございまして。

それから、同時に障害者自立支援法で導入された障害程度区分については、精神の方ですとやや軽く判定されてしまうということもございまして、実際の利用に結びつかないというような点もございまして。

それから、医療の部分が精神の方については大きいんですけれども、訪問看護ですとか、病院のデイ・ケアですとか、そういう部分については、自立支援医療のほうの制度になりますので、障害福祉サービスとの利用者負担、そちらのほうは別々になっているということですので、一定程度負担が出ていると、そういうようなことになっております。

以上です。

○委員（中間建二君） 今改めて当市の状況で手帳を持っていらっしゃる方で444名ということで、相当数対象の方がいらっしゃるということで、改めて認識をしたところですが、仮にこういう法律ができた場合には、先ほど部長のほうでは計画を策定することは当然ですけれども、マンパワーの確保が大きな課題だということをおっしゃっていましたが、現状のこの手帳交付者以外にも、いわゆる軽度のうつ病というようなものは相当数、これも社会的な課題になっているかと思いきれども、こういううつ病の方ですとか、ひきこもりの方ですとか、さまざまこれ現代病というか、そういう病の方は相当数いらっしゃるわけですが、現状そういう方々への市の対応だとか、また課題となっていることがありましたら御認識を伺いたいのと、あとやはりどこまでもそういうよりきめ細やかな対応をしていくという意味では、マンパワーの確保ということが課題になるということの御認識でいいのかどうか、その点も含めて確認させていただきたいと思いきいます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市の精神障害者の支援の課題でございますけれども、現状で既に市の障害福祉課の

ほうには専門職を置きまして、その中で対応しているところでございます。それにつきましては、具体的に申し上げますと、精神障害者の方の通院の自立支援医療の申請等の受け付けとか、精神保健福祉手帳の受け付けや進達、それから精神保健福祉に関する一般的な御相談、在宅にいらっしゃる精神障害者の方や御家族に関する生活や医療、福祉、社会復帰等のさまざまな相談などを市のほうで受けております。また、このほか健康課のほうで、もう少し一般的な形ということで、平成18年度からこころの健康相談というようなことを現在精神科の医師によって行っているところでございます。

それから、社会福祉協議会のほうでは精神障害者の方への地域生活支援センター「ウエルカム」というものを設置してございまして、市の委託の中で行っておりますが、そちらのほうで日中の活動の交流とか、さまざまな料理教室をしたりとか、いろいろなプログラムの事業等を行っております。現状では、そういった枠の中では、市としては精神障害者の方の支援を行っておりますけれども、先ほど課題といたしまして申し上げたとおり、やはりマンパワーの不足と、それから人材の育成、そういったところではやはりそこが非常に課題になるのかなというふうに考えております。ただ、地域との連携とか、医療機関との連携という中では、精神障害の支援に関しましては、やはり相当東京都の多摩立川保健所のほうにお願いすることも多いということで、そちらのほうで専門相談ということで、精神障害の方の未治療とか、治療を中断している方などの対応とか、それから非常に問題があるような薬物やアルコール依存症、それからひきこもり等のいわゆる問題があるような方たちの御相談とか、御家族からの相談などは、東京都の保健所のほうが中心となってやっておりますので、そちらとの引き続き連携の強化などが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（実川圭子君） 今部長の答弁でも精神障害という言葉をお使いになっていたんですけれども、この陳情の理由の中で真ん中からちょっと下のほうに、「精神疾患に関しては、身体障害や知的障害といった他の障害に比べ」ということで、一文を読んでも精神疾患ということと、障害ということの言葉がまざっていて、ちょっとわかりにくいところがあるんですけれども、私はこの事前に配付していただいた資料などを読んで、精神疾患ということで、この基本法というのは進められているのかなと思うんですけれども、そのあたりの精神疾患と、その障害というのを比べているというところが、ちょっとわかりづらいんですが、何か定義というか、どのように言葉を使っているのか教えていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 精神疾患と精神障害者の関係ですけれども、ここで陳情の中にあります323万人ということを精神疾患というふうに、陳情の中で位置づけておりますけれども、この数字については障害者白書の中に精神障害者として分類されている人口が全国で323万人とあります。その精神障害者の数についての説明の中で、ICD10という精神の領域に入る分類で受診されている方の数から、精神遅滞を除いた数、これは知的障害の方に分類されますので、そういう方を除いた数と、そこにてんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数というふうなことで定義しておりますので、ここにある精神疾患という方については、こちらで把握している障害者手帳ですとか、自立支援医療の対象者よりちょっと幅広くとらえているのかなというところでございます。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了します。  
採決いたします。

24第3号陳情 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情、  
本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。  
お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文  
につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。  
ここで説明員交代のため暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時54分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（中村庄一郎君） 次に、所管事務調査、東大和市立小中学校における基礎学力の向上及び定着に関す  
ること、本件を議題に供します。

初めに、先日視察いたしました「教育の日やまと」研究発表会について、質疑、御意見等があれば御発言を  
お願いいたします。

○委員（中間建二君） 先日、「教育の日やまと」研究発表会を視察させていただきました。現場での活発な研  
究の状況、また成果発表等、大変に勉強させていただいたところであります。それで、このような取り組みは  
今回すべての学校ではなかったかと思うんですけども、一定の「教育の日やまと」の取り組みということは、  
恐らくこれからもずっと取り組まれていくというふうに認識しているんですけども、各学校の取り組みの課  
題の決定なり、どこの学校が研究していくのか。また、そのような研究の成果を教育委員会、また各学校が情  
報として共有していくための仕組みとか、そういったものについては、どういうふうに考えていらっしゃるの  
か、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（今城 徹君） 「教育の日やまと」参観、本当にありがとうございました。多くの地域、保  
護者、そして他校の教員が参加をいただきまして、非常に充実した研究発表会を開催できました。ありがとう  
ございました。

今御質問いただきました各学校の課題の設定でございますけれど、これは各学校が毎年学校の教育目標、そして教育目標を達成するための基本方針、指導の重点というのを決め、そして教育課程に位置づけて実施を行っております。そういう中で、それぞれの学校の子供たちの実態や現代の教育課題等を踏まえて、各校が決定するというにさせていただきます。学校によっては、どうしても子供たちが外で遊ぶ機会が少ない、体力がどうしても低下しているという場合には、体育科を選びまして、そして健康体育を中心とした研究活動を行い、それを補っていくというような形で各校が進めているところであります。

また、教育研究指定校、この「教育の日やまと」の発表をいただく学校の選定でございますけど、毎年年度末に次年度の教育課題指定校の募集をかけております。学校によっては、毎年研究発表を行いたいという学校もございますし、逆に消極的な学校もございます。教育委員会として各学校に指示させていただいているのは、基本的には一応2年、1年というケースもあれば、3年というケースも研究の内容によって若干違いはございますけど、原則として2年から3年に一度は研究発表ができるような体制を組んでほしいという話をさせていただき、そして年度に研究発表校が集中したり、少なくなってしまうないように、最終的には年度末に教育委員会指導室のほうで各学校と話し合いを持ち、そして大体7校程度、7校から8校を指定をさせていただくという形をとっております。

以上でございます。

○委員（中間建二君）　そういう中で、各学校研究、また成果の検証発表等していくのに、現状での予算措置というものは、どうなっているのか。また、これお金かければいいのかというものではもちろんないかと思うんですが、このあたり研究をより活発にしていくためには予算が必要なのか、それともほかにどういうものが必要なのか、そのあたりの御認識についてお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（今城 徹君）　予算措置につきましては、毎年予算を約150万円程度計上していただいております。実際それで十分であるかいうと、そうではありません。この約150万円、使い道でございますけれど、先ほどお話ししました教育課題研究指定校、そして校内研究奨励校、これはつまり教育課題研究指定校ではない学校が、すべての学校が研究活動を行っておりますので、校内での研究を奨励する校内研究奨励校、そしてこれは全校現在指定させていただいております不登校対策研究協力校、この3つの事業に対して、若干割り振りを変えまして、各学校に補助金として支給させていただいているところではありますが、学校の研究活動は今委員がおっしゃったように、お金でということではありませんけれど、研究のための講師をお呼びしたり、または研究のさまざまな資料を作成したりということで、当然必要になってくるということでもありますので、できるだけ充実させていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君）　教育委員会のこの「教育の日やまと」研究発表の取り組みを、ぜひ充実させていただきたいと思っておりますし、またさまざま学校耐震化ですとか、クーラーですとか、教育環境の整備ということがございますが、いわゆる教員の資質の向上が最高の教育環境だということも常々言われておりますので、活発な研究が進むように、ぜひ今後とも取り組みをお願いしたいと思っております。

それで、委員長、今ここで全般的なことを、ほかのことを聞いてもいいですか。それとも、この研究、この間の視察のことだけでございますか。

○委員長（中村庄一郎君）　いえ、全般的なことをお聞きしても結構ですよ。

○委員（中間建二君）　じゃあ視察以外のことも、ちょっと全般的なことで、改めて今回委員長のほうも御配慮

いろいろ御尽力いただいて、学校現場等を見せていただきながら、基礎学力の向上定着ということで一環して調査させていただいて、大変有意義な調査であったと思いますが、その中で1点確認させていただきたいことが、やはりこの基礎学力の向上定着、大変に教育委員会としても御努力いただいて、さまざまな課題を設定をし、また予算、人の配置もしながら御努力いただいているということは大変に確認もでき、委員会として成果があったと思っているんですけども、そういう前提のもとで、やはりどうしても確認というか、今後の課題として認識してございますのが、発達障害を含めた教育現場での、まさに実情といいますか、課題というか、いわゆる落ちついた環境の中で授業や教育課題に取り組めれば、今のさまざまな御努力の中で着実な学力定着、向上を図れるかと思うんですけども、学校現場を歩きますと一部のお子さんの状態によって、なかなか落ちついた環境の中で授業が進まないとか、またそういういわゆる発達障害と言われるお子さんへの対応の中で、どうしても現場的にはきめ細やかな対応ができていないのではないかというような指摘、課題も伺っているところですけども、このあたりの現状の認識と、またこういう課題に対して教育委員会として、どういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○**学校教育部参事（今城 徹君）** 御指摘のとおり、通常学級に課題をお持ちのお子さんがいらっしゃるというのは、これは全国的にどこでも言えることでありますし、東大和市におきましても、学年、学級によっては、担任1人ではなかなか対応しきれない、そういった状況をお持ちの学年、学級があるのが事実でございます。それへの対応につきましては、一番いいのはやはり人的な措置が一番だというふうには思っていますが、なかなかその措置がとれる状況ではありませんし、国や都にも、これは当市だけではありませんけれども、さまざまところから人的な措置ができる人材の予算配当をお願いは、ずっと継続的にしているところではあります。当市としての考えになりますが、まず一つは学校の組織体制をしっかりと構築をし、そして課題のある学級が出た場合には、それぞれが他の先生が応援体制をしっかりとっていくことが必要なというふうに思っています。例えば副校長先生を中心として、先生たちには空き時間を持っていることが多いでございますから、実際はあいている時間は成績処理、事務処理等を行うわけなんですけど、それよりも子供たちの指導を優先して組織体制をつくって、そして各学級を複数体制にして指導していくということが必要になると思っておりますし、そのような体制をとっていただいております。

中学校等につきましても同じことが言えまして、生活指導面が主なものでありますけど、やはり今東大和市の中学校の中でも複数の学校が先ほど言いました空き時間を使って、これは事務処理の時間だけに充てるのではなくて、必ずチームを組んで校内巡視を行い、課題のあるお子さんが出た場合には、その担当教員ではなくて巡回をしている先生たちが個別に指導が与えられるというような体制を継続的にとっている学校もございます。また、学校には今全校にはないんですけども、退職された先生方が再雇用として非常勤教員という言い方で、今小学校、中学校にも配置をさせていただいております。この先生方も仕事は持ってはおりますが、そういった特別な事情があった場合には、その課題のある学級についていただいて、複数体制をとるといった形もとっているところであります。

今後の方向性としましては、今教育委員会として考えているのは、やはり教育ボランティアの充実ということを考えております。今までも、この教育ボランティアの充実はずっと計画的に進めてきたわけではありますけど、まだまだ十分だとは言えておりません。なかなか地域の人材を発掘しきれないという大きな課題がございます。今後は、各学校に設置しております学校運営連絡協議会、地域のいろんな団体の中心になっている方々、PTAの代表の方々が入っている学校を支援する一番中核になる組織でありますけど、この組織を活用

して、地域人材を発掘し、そして大学生を含めた教育ボランティアを機能させて、そして課題のある学年、学級への応援体制を構築していくこと、これが非常に重要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 一つだけ聞かせてください。

これは、基礎学力の向上ということで、たしか三小へ見学に行ったとき、実験の器材がちょっと幾つか中途半端で、1個あれば不自由なく実験できると校長先生が言っていましたけど、冗談にしたとは思ってないんですが、たしか金額も聞いたら何千円だか、1万円かそこらだったですね。多分、そういうことはよその学校もあると思うんですよ。そういうのは幾ら予算があったとしても、やっぱり買って不自由させないほうがいいのかというふうに思います。ぜひ、改善してみてください。

○学校教育部参事（今城 徹君） おっしゃるとおりでございます。やはり、授業を進める上で教材は非常に重要でありますので、各学校が配当されている予算の中で計画的に購入をしていただくことと同時に、教育委員会としても適宜予算措置を考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 先ほど、中間委員のほうから落ちついた環境の確保ということでお話があったんですけども、私もそのことをすごく感じていまして、特に発達障害といいますか、障害まではいかなくても支援が必要なお子さんというのが目につくようになっていて、それも社会的な問題にもなっていると思いますが、そういったお子さんに対して、先生方もどういった対応をするかということを研修といいますか、そのお子さんに対する接し方の勉強が必要なんではないかなというふうに少し感じているんですけども、やはり適切な対応というのが必要になってくると思いますけれども、なかなか日々の業務が忙しくて、どのように対応しているかわからないということがあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの先生に対するフォローというか、そのあたりはどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○学校教育部参事（今城 徹君） 教員の対応力の強化というのは、非常にやはり重要になってきていると考えております。今各学校には、特別支援教育に関するコーディネーターを必ず配置する、これは充て職でございまして、教員の中から指名をしております。各学校にこの特別支援教育のコーディネーターを中心として、特別支援教育の組織を充実させる。その中には、各教員も入れば、今各校に配置させていただいていますスクールカウンセラー、さらには養護教諭、このあたりを機能させ校内の特別支援体制を明確にしていくこと。そして、今教育委員会にいます巡回相談員も適宜導入をして、それぞれの学校の特別支援体制を整備するというところに努めているところであります。この校内委員会を各学校が設置して、そして一人一人のお子様の対応について、どうあるべきかというのを話し合い、そして対応していくというのが現状であります。市教育委員会のほうでもさまざまな特別支援教育に関する研修会を設置しております。また、今検討して職層に応じた、経験年数に応じた教員の段階的な研修体制というのを今年度委員会の中で作りまして、来年度からこれを実施していくという予定でございます。

また、東京都の研修センターのほうでも、この特別支援教育に関する研修会をやはりさまざま設定をいただいておりますので、各学校が計画的に、意図的に先生たちの研修体制をつくっていくということは、これからはさらに充実させていくことが、やはり子供たちの教育充実のためには必要なことというふうに考えております。

以上であります。

○委員（実川圭子君） ありがとうございます。ぜひ、勉強する機会というか、そういう機会をつくっていただきたいと思います。来年度から、また実施ということなので、よろしくをお願いします。

それと同時に、やはり先生方も研修をしたりとか、日々の対応などですごく余裕がない様子を見受けるんですけども、そして特に若い先生が多いと思いますので、若い先生方がこういう研修ということだけでなく、いろいろな人生経験というか、そういう機会があり、こういうことを先生はやってきたんだよとか、そういうことを楽しく子供たちに語れるような、そういう先生で私はあってほしいと思うんですけども、とにかく先生たちは余裕がなく、もう目の前のことを片づけなくちゃというような感じが見受けられますので、そういった研修ということと、もう一つはやはり先生自身の人生を豊かにして、そういった経験を子供たちに語れるような、そういうことがあってほしいなと思うんですけども、そのようなことは何か考えていることはありますでしょうか。

○学校教育部参事（今城 徹君） 御指摘のとおり、今教員の年齢がかなり若返ってきております。そういった中で、どうしても授業をどうにかうまくもっていこうということで、非常にかたい授業になってしまうというような場面が多いんですけど、やはり授業の取っかかり、導入段階でいかに子供に興味、関心を持たせるか、これはやはり経験から来るものって非常に大きくて、子供たちが楽しそうだなと思わせるような導入を工夫すること、これは一つ教材研究ということになりますけど、これが非常に重要だと考えております。そういう中で、なかなかこれは簡単に身につくことではないんですが、実際にいいものを見ることが必要なというふうに思っております。

今校内でのOJTというのを、各学校が推進をすることになっておりますけど、校内で実際にベテランの先生から学び、そして自分の授業に生かせるように、さまざまな学校で研修のあり方、若い先生がベテランの先生の授業を多く見させていただくとか、そしてそれに基づいて放課後指導を受けるとか、そういうようなOJTの体制を各学校が推進をしているところであります。

また、もっと人生経験をというのは、なかなかこれ私的なことで難しいんですけど、各学校はやはりいつまでも先生が遅くまで学校に残って一生懸命仕事をしている。悪いことではないんですけど、もっと視野を広げるためには、やはりいろんな経験をして、いろんないいものを見たり聞いたりする、そういった余暇の過ごし方についても、各学校で今指導をしているというのが現状であります。もっともっとリフレッシュする、これは労働安全衛生関係からも言えることでありますけれども、先生たちがもう少し人生設計をうまく考えて、仕事だけではなくて、さまざまな社会経験をすることという指導の中に入れていただいているというのが現状であります。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） わかりました。子供たちが夏休みの期間というのが、前は先生方の過ごし方も今とは違っていると思いますけれども、今は基本的に出勤をしてということで、夏休みの間に先生がいろんなところに行って経験を深めたりとか、あともっと大学とかの教授とかになると、やはり研究の期間という形で、そういう勉強する期間などもありますので、先生というのは、そういう自分自身の経験を深めるという期間も必要だと思いますので、なかなかこの東大和市だけとか難しいかと思っておりますけれども、そういったことをこれから取り入れていったらいいんじゃないかと考えました。今のは意見です。

以上です。

○委員（和地仁美君） 今回の調査事項の基礎学力の向上及び定着に関する事ということですので、その点

について2点お尋ねします。

調査をさせていただいた「教育の日やまと」、各校、私も見させていただいたんですが、いわゆるそれはハレとケのハレだと思うんですね。なので、その部分が日常の授業や年間を通しての調査研究、先ほど言った校内研究指定校であったり、研究課題指定校というところでテーマを決めてやっていच्छやるといことなので、発表していただいているところを日常的にどうやって反映させて、どんな効果があったかというところのまとめと、あと市内全体の先ほど言った体育に力を入れている学校というのは、体育のことを研究していると思うんですけども、子供はいっぱいいるわけですから、体育に課題がある子もいれば、国語に課題がある子も同じ学校にいるわけなので、国語の課題を研究している学校がどういう効果があったかということ、日常的なベースで情報を共有したり、市全体として底上げしていくような仕組みというものは今整っているのか、もしくはなければ、どうやってこれからやっていくのか、それがこの基礎学力の向上及び定着にどういう影響を及ぼすかということの今のお考えというか、予定というか、実情を教えてくださいたいのが1点。

あと、先ほど教育ボランティアの充実というお話、今後の課題で出されていましたが、学生さんを含めたボランティアの人数を確保する、もしくは人材を確保するということだと思うんですが、具体的に一つの教育ボランティアの方、ミッションではないと思うんですね。例えば特別な知識を持った方には、そこをフォローしていただく、教員の経験のある方はこういうところをフォローしていただく、もしくは子供と接する時間を物理的にふやすために頭数をふやすとか、いろいろなことがあると思うんですが、先ほどおっしゃっていた教育ボランティアの充実というのは、具体的にどういうことを充実ということで目指されているのか。

それから、そういった場合、いわゆる本職である教員の方とボランティアの方の役割ということ、どういすみ分けというか、どういう効果を何種類かあれば、そういうものを目指して人材を確保する。あとは、先ほど言った教員の方の研修で底上げ、質の向上というのがあると思うんですけども、子供にとっては学校の中にいる大人ということ是不変わるの、教育ボランティアの方の質の向上とか、もしくは効果の向上というところで、どんなフォローアップをするか、もしくはそれはしないで本当にフォロー、助っ人という形で学校に入ってもらえるのか、教育ボランティアの充実についてのもう少し詳細を教えてください。

○学校教育部参事（今城 徹君） 2点の御質問でございます。

まず、1点目でございますが、各学校の研究内容をいかに全体に広げるか、校内の全体へ、そして他校へという部分があるのかなと思っておりますが、例えば第四中学校は学級活動と道徳というテーマで、それで好ましい人間関係を構築するという一つのテーマを決めて活動しております。また、第一小学校では健康教育ということで体育を通してということになっていきますけど、つまりその教科、領域等を通して、その教科、領域の指導の充実を図るだけではなくて、これ指導法全体にかかわりますので、その指導法がほかの教科、領域へも広がることというのを目指しています。ですが、例えば第四中学校の課題の中にも出てまいりましたけど、これを各教員の教科の指導に、さらに生かしていくことが課題であるというように、やはり指定をした教科から、いかにすべての教育活動にその研究の内容や方法を広げていくかということは、各学校の課題かなというふうにとらえておりますけれど、教科を中心にして研究は進めていますが、最終的にやはり目指しているものは、指導方法の改善でありますので、当然一つの教科の指導法が他教科への指導法の改善にもつながるという考え方で進めていただいているところであります。

また、他校の先生方の学び合い、せっかくいい実践をしたことを、ほかの学校にどうやって生かしていくかという部分でございますが、この「教育の日やまと」のこれが大きな特色でありまして、この「教育の日やま

と」は実際に発表する学校と、そしてその発表を見ていただく学校があるわけですが、発表しない学校はすべて研修というふうに位置づけさせていただいて、自分がやはりここを頑張ろうといった、それに近い研究発表をしている学校を参観いただいて、研究会に参加していただいて、それぞれの先生の資質を高めていただくというようにして、市全体で進めているというのが、この「教育の日やまと」の大きな特徴であります。一般的に言いますと、ある学校が研究発表をする。だけど、その研究発表を見に行くための校内体制が他校は基本的にはとりませんものですから、例えば午後は授業をやっていますので、なかなか先生たちは研究発表を見に行きたくても行けない。ですけど、「教育の日やまと」の日はすべての学校を午前授業にさせていただいておりますので、確実に参観に行くことができるというような形で、先生たちが研修できるような体制を整えさせていただいたということでもあります。

もう一つは、小学校にも中学校にも当市には教育研究会というのがあります。これ校長会が主催をしておりますが、回数は小学校、中学校では若干違いますけど、小学校でいうと年間11回程度、教育研究会が開催をされまして、これはそれぞれ自分が研究をしたい教科、領域に分かれて国語部会、社会科部会ですとか、体育部会、そこに先生たちが参加をして研究、研修を深めていく。そして、毎回私もお話をさせていただく中で、せっかく研究した成果を例えば自分は体育を研究した、そこで得た成果を必ず学校の中でほかの先生方に伝達をしてくださいと。それは、口頭でも構いません、資料をきちんと職員室に置いていただいて、いつでもそれは皆さんで共有化できる。市内全体の財産にさせていただくこと、これが市の教育研究会の役割でありますというお話をさせていただきますけれど、そういうような形で各学校の先生たちがさまざまな研究会に参加をして、それぞれの力を高めていただくこと。これ東京都にも、その組織がございます。東京都全体で、さまざまな地区の先生たちが集まって、研究活動を進めている。そういう活動にも積極的に東大和市の先生も参加をするようにということで、各学校に投げかけているところでございます。

2点目、教育ボランティアの充実であります。教育ボランティアといっても非常に考え方は広くあるかと思っております。学習に関するもの、または施設に関するもの、または事務的なものに関するもの、安全面に関するものということがあります。例えば学習面でいえば、先ほど言った地域の人材発掘というのがありますけれど、例えば防災の学習をするに当たって、先生が言うよりも例えば地元の消防団の方に、または消防署の方に実際に来ていただいて、子供たちに話をさせていただく、これは非常に効果が高くなります。これを一般的にはゲストティーチャーというような言い方をさせていただいておりますけど、これも教育ボランティアの一つかなと。専門的な知識や技能を持った方に、授業にかかわっていただくこと。

それと同時に、学習の補助をいただく場合、担任の先生がメインで進めていく中で、どうしても理解が進まないお子さんに個別に指導に当たっていただく場合、こういった学習の補助的なボランティアもございます。あとは、先ほど言いました子供たちの安全確保であったり、施設のメンテナンス的なものをお願いしたりとさまざまありますが、主に学習面でのボランティアの資質の向上ということになりますけれど、これ非常に難しいことではございますが、今学生ボランティアが当市にもかなり入ってくださっておりますけど、この学生ボランティアは将来的に教員を目指している方が多いものでございますから、今年間4回か5回ぐらい指導室が主催して、その学生ボランティアの方々の教員になるための研修会を独自で開いております。そして、具体的な指導方法であったり、今の教育課題であったりというのを研修会という形で設定させていただいて、学生ボランティアさん方の資質を高めようというふうに考えております。

また、保護者だったり、地域の方に入らせていただいているものに関しましては、随時どのような意図で入っ

ていただくかというのを説明して入っていただくのが現状でありますけど、これは簡単にはいかないのが現状であります。そこで、今後なんですけど、先ほどお話ししました学校運営連絡協議会、この機能を活用して、例えばです、これはまだ具体的にはなっていません。例えば学校運営連絡協議会の中に組織を幾つか置かせていただく中の一つに、支援部というのを置かせていただいて、その支援部に入っていた方々、教員も含めてですね、この方が教育ボランティアのコーディネートを行う、そういった組織的な対応によって教育ボランティアのさらなる充実が図られるというふうに今考えているところでございます。

以上であります。

○委員長（中村庄一郎君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 質疑がないようでしたら、次に本件のまとめにつきまして、御協議をお願いいたします。

当委員会は平成23年7月25日の第4回厚生文教委員会を皮切りに、本日を含め委員会での質疑や現地視察を行うなど、さまざまな調査を行ってまいりました。ここで、これまでの調査結果を踏まえ、本日の委員会において調査を終了することとし、今定例会の最終日に委員会としての報告を行いたいと考えているところであります。委員長報告を行うには、調査報告書の議決をいただき、議長に提出する必要があるため、報告書（案）を作成し、卓上にお配りしております。

報告書の議決に先立ち、何か御意見等があれば賜りたいと思います。

○委員（中間建二君） 大変に有意義な所管事務調査であったと思うんですが、ここで出された資料等は、これは報告書の中にはつけないのか、この点について御認識はいかがでしょうか。

○委員長（中村庄一郎君） 附属資料としてつけようかなと思っております。実際に、調査報告書については、書類の内容については規定がないものですから、一応報告書の資料としては、こちらの議事録等々ございますので、そういうものをつけようかなというふうには思っております。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） ないようでしたら、お諮りいたします。

所管事務調査、東大和市立小中学校における基礎学力の向上及び定着に関する事、本件の調査報告書をただいま御協議いただきましたとおり決定し、定例会最終日に報告をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査につきましては、本日の調査をもって終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中村庄一郎君） これをもって平成24年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時30分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 村 庄 一 郎